

広島県告示第七百二十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年九月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県福山市引野町、同町南一丁目、同町東及び同町五丁目地内		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域		
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項
引野町（三七二一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	引野町（三七二一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
引野町（三七二二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	引野町（三七二二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
引野町（三七二四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	引野町（三七二四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
引野町（三七二五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	引野町（三七二五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
引野町（三七二六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	引野町（三七二六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
引野町（三七二七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	引野町（三七二七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
引野町（三七二八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	引野町（三七二八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宅部（三三八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	宅部（三三八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

引野町三丁目(三七二一―)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	引野町三丁目(三七二一―)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
引野町三丁目(三七二一―)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	引野町三丁目(三七二一―)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
梶島山(三四三九)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	梶島山(三四三九)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宅部川(二一)	土石流	次の図のとおり	宅部川(二一)	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。